

8月5日から

住民基本台帳ネットワークシステムがスタートします

各市町村の行政サービスの基礎となっている住民基本台帳の情報をコンピューターネットワークで結び、「住民基本台帳ネットワークシステム」が8月5日から全国で始動します。
この住民基本台帳ネットワークシステムは、みなさんが行う国の行政機関などへの手続きを簡素化したり、行政事務を効率化したりするための仕組みです。

住基ネットでこんなことが便利になります

平成14年8月から



行政機関へ申請・届出を行う際、住民票の写しの添付の省略が可能となります。

申請・届出を行う場合に、多くの手続で住民票の写しなどが求められます。
住民基本台帳ネットワークシステムから行政機関へ本人確認情報を提供することにより、住民票の写しを取りに行ったり、証明を受けに行く負担が軽くなります。

住民票コードのお知らせ

8月中旬頃に「住民票コード通知票」を世帯主あてにお送りします。
通知された住民票コードは、今後、行政機関への届出・申請の際に求められることがありますので、大切に保管してください。
・住民基本台帳ネットワークシステムから行政機関へ提供する本人確認情報は、法律により4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報に限定され、また、行政機関の利用できる事務についても、法律で具体的に規定されています。
・住民票コードを民間が使用することは、法律で禁止されています。
・住民票コードは、市区町村へ申し出ることにより変更できます。

平成15年8月から



住民票の写しの交付が全国どこからでも受けられます。

現在、住民票の写しの交付は、今住んでいる市区町村や限られた市区町村間のみで、受けることができます。
今後は、本人や世帯の住民票の写しの交付が住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国どこの市区町村でも可能となります。
注) この場合の住民票の写しについては、戸籍筆頭者の氏名、本籍地の記載はありません。

引越の場合の手続が簡略化されます。



他の市区町村へ引っ越す場合には、現在、住んでいる市区町村へ転出届を行い転出証明書の交付を受けた後、転入市区町村で転入届を行う必要があります。
住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、転出証明書の交付を受ける必要がなく、転入市区町村で必要な住民票情報は、ネットワークを通じて転送されます。
注) 一定の事項を記入した転出届を郵送で行う必要があります。

◆ 個人情報保護のための施策 ◆

住基ネットワークシステムは、住民の大切な個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護を最も重要な課題としています。このため、個人情報保護に関する国際基準を踏まえたうえで、制度（法令）、技術、運用の3つの側面から個人情報を保護する対策を講じています。

問い合わせ 役場町民課住民係 ☎985-4105

総務省・指定情報処理機関（地方自治情報センター）
http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/rpo/juki-net_top.htm



今年も、75歳以上の方の長寿をお祝いして、松前町より敬老年金が支給されます。
昨年度より、口座振替による支給にご協力いただいておりますが、今年度も同じ口座に振込みを予定しております。
変更などがある方は、役場福祉課までご連絡ください。
問い合わせ
役場福祉課高齢者福祉係
☎985-4113

敬老年金支給に
ついで

福祉